

店舗販売業：体制省令適合確認表 3 (特定販売の実施なし又は開店時間外の特定販売実施なし)

施設名称	
営業時間	() : ~ : , () : ~ : , () : ~ :

体制省令適合確認表略号

	薬剤師	登録販売者	要指導医薬品	第一類医薬品	一般用医薬品(1~3類医薬品)	情報提供場所()
略号	薬	登	要	1類	一般	情

() 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類、3類医薬品の情報提供場所が異なる場合はご相談下さい

体制省令適合確認表

体制省令	計算式(時間は週当たり・勤務時間は総和)	計算結果	
第2条第1項第4号	【薬医薬品販売勤務時間(時間) + 登勤務時間(時間)】 ÷ 【情(箇所)】 ÷ 【要又は一般販売時間(時間)】		1
第2条第1項第5号	【要又は一般販売時間(時間)】 ÷ 【営業時間(時間)】		0.5
第2条第1項第6号	【薬医薬品販売勤務時間(時間)】 ÷ 【情(箇所)】 ÷ 【要又は1類販売時間(時間)】		1
第2条第1項第7号	【要販売時間(時間)】 ÷ 【要又は一般販売時間(時間)】		0.5
第2条第1項第8号	【1類販売時間(時間)】 ÷ 【要又は一般販売時間(時間)】		0.5

以下、特定販売を実施する場合にのみ記入

【週当たり営業時間】		30
【22時~5時以外の週当たり営業時間】		15